

いのち 生・性を語るエドゥケーター認定制度 募集要項

1. いのち 生・性を語るエドゥケーター認定制度 とは

いのち
生・性を語るエドゥケーター認定制度とは、いのちの教育、性教育、プレコンセプションケアとしての健康教育、妊娠・出産の知識を広める教育を提供する助産師が一定の教育実践能力の水準に達していることを認証する制度です。この認定者を「いのち
生・性を語るエドゥケーター（以下 エドゥケーター）」とします。

(公社)東京都助産師会では、全ての人々のセクシュアルリプロダクティブヘルス/ライツ：性と生殖の権利(以下SRHS)が保障される事を目指しています。

認定者の役割は以下の2点をあげています。

【エドゥケーターの役割】

- 科学的知識、人権に基づき、対象のニーズにあった生・性に関する教育（包括的性教育）を提供することができる。
- 広く社会に生・性の教育を普及させる。

2. いのち 生・性を語るエドゥケーター認定制度の概要

1) 対象

東京都助産師会（以下、本会とする）会員の助産師

2) 生・性の教育の種類

教育名	内容	主な依頼者
いのちの教育	いのちの教育を通して自分の心と身体を大切にすること、大切にされることが重要であることを学び、子どもたちの自己肯定感を高め、自分や他者を尊重することを学ぶ。	幼稚園・保育園、小中高等学校、特別支援学校、養護施設、放課後デイサービス PTA など
性教育	生殖器を含む身体の構造、第二性徴、精通や月経のしくみ、心と身体とのつきあい方、妊娠と出産、避妊、人工妊娠中絶、性感染症、性暴力、デートDV、	小中高等学校、特別支援学校、養護施設、放課後デイサービス、専門学校・短期大

	性の多様性、人間関係、性的同意など、対象者のニーズに合わせた SRHR について学ぶ。	学、大学など
プレコンセプションケア (※)としての健康教育	妊娠のメカニズム、月経のしくみ（月経異常、月経痛、PMS、PMDD 等）、性感染症、不妊、性的同意、妊娠前に気をつけること、セルフケア、出産後の生活など、子どもを持つか持たないかに関わらず、将来のライフプランを考えるにあたり、男女ともに性と SRHR について学ぶ。	会社、大学、結婚式場など
人々に起こりうるライフイベントについての教育	妊娠・不妊・出産・産褥・新生児や乳児・育児について、更年期の一般的知識を学ぶ。	タクシー会社、結婚式場、一般企業など

※プレコンセプションケアとは、若い世代(女性と夫・パートナー)のためのヘルスケアであり、現在の体の状態を把握し、将来の妊娠やからだの変化に備えて、自分たちの健康に向き合うことです。

3) 認定の条件

いのちの生・性を語るエデュケーターの認定条件は以下の通りです。

認定は、生・性の教育を自立して行うことができるレベルと考えます。

① 認定研修会への参加

- ・年間 3 回：夏頃、秋（東京都委託講習会）、冬頃の研修会を実施
6 月に年間予定発表、HP（イベント情報）、メルマガ、地区分会からのお知らせにて告知
- ・申請時直近 2 年以内に合わせて 2 講座以上受講
- ・できれば、性教育講座と教育方法論を各 1 講座以上受講

※原則は本会のいのちの教育委員会主催の認定研修会を 2 回以上受講することが条件であるが、やむを得ず受講できない場合に限り、以下の条件を満たすことにより、認定研修会参加に替えることができることとする。

- ・いのちの教育委員会内で審議の上認められた、学会、講習会、研修会等の参加
(公的、またはそれに準じた団体の行うもの)
- ・受講票、参加票の提出（他団体の講習会、学会参加の場合の参加票や受講票は取っておいてください。）

② 生・性の教育の実施経験（過去 3 年間で 6 回以上の実施）

- ・性教育実施経験のある方は面談にて内容の確認する。

- ③ ②の条件を満たさない場合は、エドゥケーターによる生・性の教育を 2 回程度見学した後、模擬授業を 1 回実施し、エドゥケーターとして自立して実施できると判断されることを条件とする。

【見学について】

- ・見学の機会は、本会いのちの教育委員会から年間通して提供することができる。
(詳細については、いのちの教育委員会へメールにてお問合せください)

【模擬授業について】

- ・模擬授業実施の際、生・性の教育の経験がある助産師（エドゥケーター）が相談役になる。
- ・相談役エドゥケーターは、内容について相談、確認、アドバイスを行う。
- ・模擬授業内容によっては再実施が必要となる場合がある。
- ・45 分～50 分の 1 コマの授業を想定して、zoom にて模擬授業を行う。
- ・テーマ、対象は自由
- ・いのちの教育委員 2 名と、相談役エドゥケーターが模擬授業を受講し評価する
(評価基準は事前に告知)。
- ・日程は、相談にて決定する。
(申請前に実施する必要があるため、準備期間も必要なため、早めにご相談ください。)

4) 認定のメリット

エドゥケーターの認定者となるメリットは、以下の 4 点が挙げられます。

- ① 学校などから東京都助産師会に性教育講演依頼があった場合、認定者に優先してあつせんをする。
 - ② 学校などからの報酬が本会の規定額を下回った場合は、本会から充当される。
(回数制限あり、別紙参照)
 - ③ 認定者は、名刺などに「(公社)東京都助産師会認定 生・性を語るエドゥケーター」の名称を用いることができる。
 - ④ 本会にある教材を無料で使用することができる。(送料別)
- 5) 生・性を語るエドゥケーター認定研修会 (いのちの教育委員会主催研修会) の研修費を年 2 回無料とする。(その年度に限る)

3. 生・性を語るエドゥケーター認定の申請方法

1) 認定に必要なもの

- ① Google フォームにて申請 (a.氏名、b.住所、c.勤務先、d.所属地区分会、e.専門部会、f.会員番号 g.連絡先)

(メールアドレス、電話番号) h.助産師経験年数 i.生・性の教育の実施記録(性教育の経験年数、過去3年の生・性教育の実施の記録) j.生・性の教育の見学日、学校名、対象、内容、実施工業ドクター名・模擬授業実施記録(jの実施経験のない場合のみ) k.研修受講状況

②認定料(10,000円 認定後納入)

2) 認定の手続き

①4月 申請期間に Google フォームにて申請

②5月 審査 性教育経験者は面談にて実施経験の確認

③6月 承認・認定

認定の連絡、認定料の納入、認定書の発行

4. 生・性を語るエドゥケーター認定の更新

生・性を語るエドゥケーター認定は、2年更新(更新料10,000円)とし、認定更新には、決められた研修会(東京都委託講習会も含む)への参加が必要です。2年間に2回以上研修会に参加して最新の知識の習得に努めましょう。研修会の日程・内容については、随時お知らせします。(研修会のお知らせ等参照)

更新の手続きは Google フォームにて行っていただきます。

5. 生・性を語るエドゥケーター認定の更新申請延長について

条件が満たせない場合、更新時期延長申請ができます。申請が承認されれば更新時期が1年延長され、翌年に更新申請となります。延長を希望する場合は、Google フォーム内で更新終了時期までに、いのちの教育委員会に申し出てください。以下、翌年更新時に必要な条件となります。

1) 更新保留者は次の1年のうちに必ず2回の研修会

原則として東京都助産師会いのちの教育委員会の研修会を2回受講していただきます。

やむを得ず受講できない場合に限り、条件(上記2.認定制度の概要3)認定の条件①)を満たすことにより、認定講習会参加に替えることができます。

2) 1年の保留期間中は、「生・性を語るエドゥケーター」の呼称は無効となります。

6. 申請用 google フォーム

①認定の申請が初めての方 （新規）

<https://forms.gle/bxUfa3cSYsELeJJKA>



②認定の更新の方 （更新）

<https://forms.gle/1Bq9uvx39GWd6Ge2A>

